

# 戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

改正 令和2年3月26日市長決裁

令和3年3月30日市長決裁

令和5年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊手術等」という。）を受けさせた者に対し、予算の範囲内において戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 猫の卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術であって、獣医師が行うものをいう。
- (3) 去勢手術 猫の精巣を摘出して生殖を不能にする手術であって、獣医師が行うものをいう。
- (4) 耳先カット手術 猫に既に不妊手術又は去勢手術がされていることを識別できるよう耳の一部をカットする手術をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、飼い主のいない猫の不妊手術等（耳先カット手術を含む。以下同じ。）に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記載されている者であって、飼

い主のいない猫に不妊手術等を実施するもの（当該不妊手術等について他の団体から補助金その他の補助措置を受けている者を除く。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫への不妊手術等に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要した費用とし、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき6,000円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊手術等を受けさせた日から起算して90日を経過する日又は当該年度の3月31日（3月31日が休日（戸田市の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊手術等を受けさせた猫の一覧表（第2号様式）
- (2) 不妊手術等を受けさせた猫の写真（第3号様式）
- (3) 不妊手術等に係る領収書（写し）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る内容を審査した上で補助金の交付の可否について速やかに決定し、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（交付・不交付）決定通知書（第5号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の申請状況等により必要があると認めるときは、

同一年度における1申請者当たりの補助金の限度額を定めることができる。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対し、不妊手術等の実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(あて先) 戸田市長

申請者兼請求者

〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

別紙のとおり飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせましたので、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

(1) 金額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 内訳 不妊手術（めす） \_\_\_\_\_ 匹 去勢手術（おす） \_\_\_\_\_ 匹

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。）

振込先金融機関	銀行・信用金庫・組合							
支店名	支店							
口座種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								
請求金額								円

3 添付書類

- (1) 不妊手術等を受けさせた猫の一覧表（第2号様式）
- (2) 不妊手術等を受けさせた猫の写真（第3号様式）
- (3) 不妊手術等に係る領収書（写し）
- (4) 誓約書(第4号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第7条関係)

不妊手術等を受けさせた猫の一覧表

No.	保護場所	特徴 (毛色等)	手術日	性別	手術費(円)	補助金額
例	本町 1-1 付近	三毛	10 月 2 日	おす・めす	5,500 円	記入しない
1			月 日	おす・めす	円	
2			月 日	おす・めす	円	
3			月 日	おす・めす	円	
4			月 日	おす・めす	円	
5			月 日	おす・めす	円	
6			月 日	おす・めす	円	
7			月 日	おす・めす	円	
8			月 日	おす・めす	円	
9			月 日	おす・めす	円	
10			月 日	おす・めす	円	
計	—	—	—	おす 頭 めす 頭		

第3号様式(第7条関係)

不妊手術等を受けさせた猫の写真

※1匹ずつ撮影してください。

申請年月日	年	月	日	No.	
手術年月日	年	月	日	種類	不妊(めす) ・ 去勢(おす)
手術実施前の写真					
手術実施後の写真(耳先カットがわかるように撮影してください)					

第4号様式(第7条関係)

誓約書

私は、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 補助金の交付を申請した猫は、戸田市内で保護した飼い主のいない猫であり、他人の飼い猫であると判明した等の実施に関するトラブルについては、自らの責任において対応いたします。
- 2 不妊・去勢手術を終えた猫は、保護した場所に返してあり、飼養しておりません。
- 3 補助金の交付を申請した猫に餌を与えている場合は、周辺に迷惑にならないようトイレを設置し、餌容器を適正に管理いたします。
- 4 市から猫の手術後の状況等について報告を求められた場合は、可能な限りにおいて報告いたします。
- 5 補助金の申請に偽りその他不正の行為があった場合、当該補助金を市に返還いたします。

年 月 日

住 所 .....

氏 名 .....

電話番号 .....

第5号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

戸田市長



戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付につきましては、次のとおり決定しましたので戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	交付番号	第 号
補助事業等の名称					
補助対象金額		円			
交付金額		円			
交付条件		1 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けて下さい。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けて下さい。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けて下さい。 その他の条件( )			
不交付の理由					